

【お知らせ】

住宅用火災警報器の設置及び維持管理等について

甲府地区広域行政事務組合消防本部

日頃から消防行政にご理解をいただきお礼申し上げます。

消防法の改正により、全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

当消防本部においては、火災から生命や財産を守るため、皆様方に火災警報器の設置をお願いしているところです。

設置のメリット

火災発生時の煙や熱をいち早く感知し、大きな警報音で、火災の発生をお知らせするものです。火災警報器を設置している世帯で火災が発生した場合、未設置世帯と比べ死者数が4割減、焼損面積等は半減することが総務省消防庁から公表されています。

まだ住宅用火災警報器の設置がお済みでない場合には、早期に設置をお願いします。

火災警報器の購入先

ホームセンターや家電量販店等で購入できます。煙式のものと同熱式のものがありますので、「煙式」をお選びください。購入後、取り付けが困難な場合には、状況に応じて消防職員がお宅へ訪問し、無料での取り付けをお手伝いする事業を行っています。ぜひ、この制度をご活用ください。

設置する場所

就寝時の火災での逃げ遅れによる死傷者が大多数であることから、最も有効な場所である「寝室」への設置が義務付けられています。寝室が2階の場合は、階段上部への設置も必要です。台所への設置は、推奨しています。また、1つの警報器が火災を感知すると、別の警報器も連動して警報音を発生する、無線連動型の警報器もお勧めします。取付け場所等に不安がある場合は最寄りの消防署にご相談ください。

本体の交換と定期点検

火災警報器には電池が入っています。電池が切れると作動しなくなりますので、定期的に点検用のボタンなどにより作動確認をお願いします。電池寿命は10年といわれていて、機器本体も老朽化しますので、取り付け後10年を目安に火災警報器の交換をお願いします。

悪質販売者にご注意

職員が、火災警報器や消火器などを販売することはございません。身分証を確認する等、悪質な訪問販売者には十分ご注意ください。

お問合せ先

甲府地区広域行政事務組合消防本部

□ 予防課 予防係 TEL055-222-1291 (甲府市伊勢三丁目8番23号)

住宅用火災警報器は
「煙式」の設置を！
台所は「熱式」でも可です。



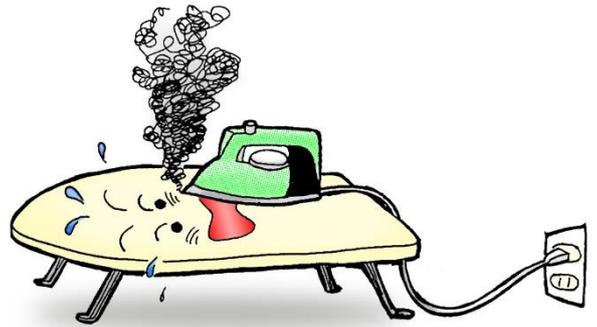
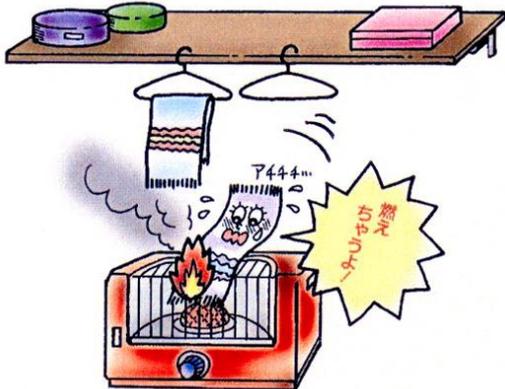
えっ、こんなところで火災？

ご存じですか

火のないところでも火災が発生します

『火災警報器を取り付けておけばよかった・・・』

後悔する前にぜひ住宅用火災警報器の設置を！



甲府地区広域行政事務組合消防本部

- 予防課 予防係 Tel055-222-1291 (甲府市伊勢三丁目 8 番 23 号)
- 中央消防署 予防係 Tel055-254-9119 (甲府市丸の内一丁目 1 番 19 号)
- 南消防署 予防係 Tel055-233-1499 (甲府市伊勢三丁目 8 番 23 号)
- 西消防署 予防係 Tel055-276-3825 (甲斐市竜王 3314 番地 1)

(平日:午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分)